

平成 21 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会 会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 21 年第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧表	4
議事日程その 1 (6 月 26 日)	5
臨時議長の紹介	6
開会宣告	6
諸般の報告	6
広域連合長のあいさつ	6
日程第 1 仮議席の指定について	8
日程第 2 議長の選挙について	8
議長就任のあいさつ	10
議事日程その 2 (6 月 26 日)	13
日程第 1 副議長の選挙について	15
副議長就任のあいさつ	16
日程第 2 議席の指定について	16
日程第 3 会議録署名議員の指名について	16
諸般の報告	17
日程第 4 会期の決定について	17
日程第 5 議会運営委員の選任について	17
日程第 6 から日程第 13 までについて	
議案第 11 号、報告第 1 号から報告第 6 号まで、議案第 12 号の 上程及び提案理由説明	18
1 広域連合長 提案理由説明	18

	2 事務局長 提案理由説明	20
日程第 14	上程議案に対する質疑について	
	1 鈴木貞夫君 質疑	24
日程第 15	上程議案に対する討論及び表決について	
	1 鈴木貞夫君 討論	30
	2 表決	32
日程第 16	議案第 13号について	32
	1 広域連合長 提案理由説明	33
	2 表決	33
	監査委員就任のあいさつ	33
日程第 17	閉会中所管事務調査について	34
	閉会宣告	34
会議録署名		36
参考資料	議案等審議結果一覧表	37
	議案等質疑及び討論通告一覧表	38
上程議案等		41

平成 21 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会 会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 40 号

平成 21 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を、下記のとおり招集する。

平成 21 年 6 月 12 日

茨城県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 中 田 裕

記

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 26 日 午後 1 時 00 分
- 2 場 所 水戸市小吹町 2551 番地
日本赤十字社茨城県支部
- 3 付議すべき事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 議会運営委員の選任について
 - (4) 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員（議会議員）選任の同意を求めることについて
 - (5) 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 6 号）
 - (7) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 5 号）
 - (8) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 6 号）
 - (9) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 7 号）
 - (10) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 1 号）
 - (11) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号）
 - (12) 平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

以 上

議 員 出 席 表

平成 21 年第 1 回臨時会

議席 番号	議員の氏名	第 1 日	議席 番号	議員の氏名	第 1 日
		6 月 26 日			6 月 26 日
1	袴塚 孝雄		23	片平 忠行	
2	井上 清		24	吉岡 久男	
3	折本 明	/	25	堀口 正良	
4	宇都木 信太郎		26	和田 正美	
5	久保田 健一郎		27	増田 昇	
6	鈴木 義雄		28	佐藤 節子	
7	松田 高義		29	小峯 仁一	
8	木村 進		30	米川 宗司	
9	岡野 一男		31	中山 平	
10	高木 将		32	野村 武勝	/
11	今川 敏宏		33	高根澤 節夫	
12	新保 栄	/	34	関根 ひろ子	
13	鈴木 貞夫		35	鯉淵 秀雄	
14	赤羽 直一		36	豊島 寛一	
15	沼田 利光		37	益子 英明	
16	鈴木 富士雄		38	沼崎 光芳	
17	深川 澄子		39	藤井 孝幸	
18	中津 三郎		40	伊藤 俊也	
19	加藤 政司		41	小島 由久	
20	伯耆田 富夫		42	宇野 進一	
21	木村 勝昭		43	田山 文雄	/
22	君嶋 寿男		44	岩佐 康三	

説明員出席者（地方自治法 121 条）

広域連合長	中田裕君（桜川市長）
事務局長	船橋牧男君
事務局次長	吉原正夫君
代表監査委員	黒川活君
総務企画課長	秋田陽一君
事業課長	河合宏君
給付課長	竹内光日出君
会計管理者	江橋栄二君

事務局職員出席者

書	記	北島裕君
書	記	長谷川哲也君
書	記	五十嵐敦君
書	記	大川洋一君
書	記	浅井一良君
書	記	鈴木俊彦君
書	記	太田鉄雄君

提出議案一覧表

- 議案第 11 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 6 号))
- 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 5 号))
- 報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 6 号))
- 報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 7 号))
- 報告第 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号))
- 報告第 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))
- 議案第 12 号 平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 13 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて

議事日程その1

6 月 26 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 21 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
平成 21 年 6 月 26 日 (金)

議事日程その 1

平成 21 年 6 月 26 日 (金)
午後 1 時開議

- 臨時議長の紹介
- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について

午後 1 時 0 9 分開会

臨時議長の紹介

事務局（北島 裕君） 事務局から申し上げます。

一般選挙後、初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長議員が臨時に議長職を行うことになっております。

出席議員中、結城市議会議員の鈴木義雄議員が年長議員になりますので、ご紹介申し上げます。

鈴木義雄議員、議長席へ着席願います。

〔 6 番 鈴木義雄君 議長席に着席 〕

臨時議長（鈴木義雄君） ただいまご紹介をいただきました結城市議会の鈴木義雄でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時議長の務めをさせていただきます。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

開会宣言

臨時議長（鈴木義雄君） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は 40 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

臨時議長（鈴木義雄君） 議長が選出されるまでの議事日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程その 1 のとおりでありますので、ご了承願います。

広域連合長のあいさつ

臨時議長（鈴木義雄君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

広域連合長（中田 裕君） こんにちは。

〔「こんにちは」と呼ぶ者あり〕

広域連合長（中田 裕君） 広域連合長の中田 裕でございます。

この度の広域連合長選挙によりまして、平成 21 年 5 月 22 日付で茨城県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました。本県の高齢者の皆様が安心して医療を受けることができますよう、当広域連合の長として精一杯努めてまいりますので、議員各位、関係の皆様方にはご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、広域連合長選挙の影響により開催が遅れておりましたが、平成 21 年第 1 回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ご出席の議員の皆様には、日ごろから高齢者医療行政の運営に特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げるとともに、長寿医療制度の円滑な運営にご尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

この度の臨時会は、今年 1 月の広域連合規約の改正で議員数が 22 名から 44 名となったことにより、各市町村議会から新たに選出いただいた広域連合議員さんのもとで行う最初の議会となりますことから、正副議長の選出を初めとして、国の経済危機対策に盛り込まれた保険料の均等割について 8.5 割軽減を継続するための条例の改正等、幾つかの重要事項につきましてご審議をいただくこととなりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、長寿医療制度は昨年 4 月に制度の運営が開始されてから既に 1 年 2 か月が経過いたしました。この間、皆様ご承知のように、高齢者の方々を初めとして多くの皆様からさまざまなご意見を受けて、国では昨年 9 月に制度見直しに着手し、本年 4 月には与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームから制度の名称や年齢による区分のあり方、さらには費用負担のあり方などについて抜本的な改善、見直しを図るとともに基本的考え方が示され、この秋を目途に結論を得るとの方針が示されてい

るところでございます。広域連合といたしましても、情報の収集に努め、このような国の動きに対して的確に対応してまいりたいと存じております。

また、去る6月3日には広域連合の全国組織である全国後期高齢者医療広域連合連絡協議会が設立されましたことから、この協議会を通じて制度運営の課題に対し、国へ提案してまいりたいと考えております。

ここで、平成20年度の保険料の収納状況を速報値ではございますが簡単にご報告いたします。

特別徴収、普通徴収をあわせた収納率は、5月末現在で約98.8%となっており、当初想定しておりました97%を上回っている状況でございます。制度運営も2年目となり、今後、広域連合においては保険料の収納対策や医療費の適正化など、保険者機能の発揮が求められておりますことから、関係市町村と連携をして取り組んでまいりますとともに、今年度の重要課題となっております保険料率の再算定については、関連情報の収集や分析に努め、関係各位のご意見も伺いながら、慎重に進めてまいりたいと存じます。

広域連合議会は、これから新たな体制で運営されることとなりますが、長寿医療制度が高齢者の医療を支えるためのものであることからご理解をいただき、引き続きご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げますとともに、ご出席の皆様のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、あいさついたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（鈴木義雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第2 議長の選挙について

臨時議長（鈴木義雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法について、いかがいたしましょうか。

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（鈴木義雄君） 君嶋寿男君。

22番（君嶋寿男君） 君嶋寿男でございます。

この際、動議を提出いたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことを望みます。以上です。

臨時議長（鈴木義雄君） ただいま君嶋寿男議員から議長の選挙の方法については指名推選によらねたいとの動議が提出されました。

いかがいたしましょうか。

〔「議長」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「指名してないよ」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（鈴木義雄君） 13番、鈴木貞夫君。

13番（鈴木貞夫君） 13番、鈴木です。

今、議長の選出について推選という話がありました。一言お願い申し上げたいのは、私は必ずしも指名推選には反対ではございませんが、議事の運営ですね、殊に発言の公平さ等について、その議長さんが十分配慮されるならば私としては指名推選にあえて反対はいたしません。それらのことをぜひとも議事運営について、公平、十分な審議ということをお約束いただけることをお願いして、私の意見とします。

臨時議長（鈴木義雄君） 反対ではないということですね。

賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

臨時議長（鈴木義雄君） 賛成者、動議が成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（鈴木義雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は指名推選によりたいとの動議を可決いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、ただいま動議を提出されました君嶋寿男議員から指名を願うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（鈴木義雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、君嶋寿男議員からご指名願います。

〔 2 2 番 君嶋寿男君登壇 〕

2 2 番（君嶋寿男君） 君嶋寿男でございます。

それでは、私の方から指名させていただきます。

水戸市議会議長であります袴塚孝雄議員を推選いたします。お願いいたします。

臨時議長（鈴木義雄君） お諮りいたします。

ただいま指名のありました袴塚孝雄議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（鈴木義雄君） ご異議なしと認めます。

よって、袴塚孝雄議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました袴塚孝雄議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 32 条第 2 項により当選を告知いたします。

議長就任のあいさつ

臨時議長（鈴木義雄君） それでは、袴塚孝雄議長からごあいさつをお願いいたします。

〔議長 袴塚孝雄君登壇〕

議長（袴塚孝雄君） 水戸市議会議長の袴塚でございます。

ただいまは皆様方からご推選を賜りまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

今、茨城県広域連合の、この後期高齢者の連合につきましては、さまざまな論議をしながら1年が経過した、こういったことございまして、本制度のさらなる確立、こういったものを皆様方と協議をしながら求めていかなければならない大変貴重な時期だというふうに思っております。そういったことを考えながら、皆様方と、先ほども論議を深める、このようなお話もございましたので、皆様方のお知恵を拝借しながら、しっかりした将来を見据えた広域連合のあり方について論議をしてみたい、このように考えているところでございますので、これからもぜひご指導賜りますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつとします。

本当にありがとうございました。

臨時議長（鈴木義雄君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

先ほど年長のゆえをもちまして臨時議長というご指名をいただき、皆様のご協力によりまして議長選挙を滞りなく終了しました。議員各位のご協力に対し厚く御礼申し上げます。

本席を議長と交代します。

〔1番 袴塚孝雄君 議長席に着席〕

議事日程その2

6 月 26 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 21 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
平成 21 年 6 月 26 日 (金)

議事日程その 2

平成 21 年 6 月 26 日 (金)
午後 1 時開議

- 日程第 1 副議長の選挙について
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議会運営委員の選任について
- 日程第 6 議案第 11 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 8 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 9 報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 10 報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 7 号))
- 日程第 11 報告第 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 12 報告第 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成

21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 12 号 平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 上程議案に対する質疑について

【日程第 6 から日程第 13 までの上程議案の説明及び質疑】

日程第 15 上程議案に対する討論及び表決について

【日程第 6 から日程第 13 までの上程議案に対する討論及び表決】

日程第 16 議案第 13 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を
求めることについて

日程第 17 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

議長(袴塚孝雄君) それでは、これより議会事務局職員に印刷物を配付させるため、ここで暫時休憩させていただきます。

午後 1 時 2 4 分休憩

午後 1 時 2 7 分再開

議長(袴塚孝雄君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議事日程その 1 以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程その 2 のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第 1 副議長の選挙について

議長(袴塚孝雄君) 議事日程第 1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(袴塚孝雄君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

よって、副議長の選挙の方法につきましては指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(袴塚孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名をさせていただきます。

副議長に益子英明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました益子英明議員を副議長の当選人と定めることにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました益子英明君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました益子英明議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選を告知いたします。

それでは、益子英明副議長からごあいさつを願います。

副議長就任のあいさつ

〔副議長 益子英明君登壇〕

副議長（益子英明君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま皆様方からご推挙をいただきまして、広域連合の副議長にこの度就任することになりました大子町議会議長をしております益子でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

大変光栄なことと考えておりますが、皆様のご期待に果たしてこたえられるかどうか大変懸念をしております。

袴塚議長のもと、議会の円滑な運営そして公正な、公平な運営を副議長として立場をしっかりとわきまえて頑張ってまいる所存でございます。

どうぞ皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼とそしてあいさつにかえさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

日程第 2 議席の指定について

議長（袴塚孝雄君） 日程第 2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席のとおり指定したいと思ひます。

日程第 3 会議録署名議員の指名について

議長（袴塚孝雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番、井上清議員、4番、宇都木信太郎議員、以上2名を指名します。

諸般の報告

議長（袴塚孝雄君） 次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本臨時議会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明委員出席者表のとおりでありますので、ご了承願います。以上、報告いたします。

日程第4 会期の決定について

議長（袴塚孝雄君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、よって会期は本日1日と決しました。

日程第5 議会運営委員の選任について

議長（袴塚孝雄君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

これより議会事務局職員に印刷物を配付させます。お願いします。

〔資料配付〕

議長（袴塚孝雄君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、よって、議会運営委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで議長からご提案を申し上げます。

先ほど選任いたしました議会運営委員をもって議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行いたいと思います。

この際、暫時休憩をいたします。

午後1時34分休憩

午後1時52分再開

議長（袴塚孝雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催されました。

ここで、議長から議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告を申し上げます。

議会運営委員長に10番、高木議員、副委員長に42番、宇野議員が選任されました。以上であります。

日程第6から日程第13までについて

議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第6から日程第13まで、すなわち議案第11号、報告第1号から報告第6号まで、議案第12号、以上8件を一括議題といたします。

それでは、ただいまの8件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

広域連合長（中田 裕君） それでは、第1回臨時会提出議案について、提案理由の説明をいたします。

最初に、条例議案につきましては、1件提案いたしました。茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の補正予算に盛り込まれた保険料均等割額の減額措置による茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして専決処分の報告が6件ございます。報告関係6件の内訳は、20年度補正予算関係4件、21年度補正予算関係2件でございます。

これらの案件につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、議会招集のいとまがないことから専決処分を行ったところでございます。

平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,899万6,000円といたしました。

平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,001億9,039万8,000円としたものでございます。

平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8,107万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,013億7,146万9,000円としております。

平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第7号)につきましては、歳出予算の金額を組み替えたものでございます。

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,852万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,468万2,000円としたものでございます。

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,852万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,225億2,070万3,000円としました。

最後に、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39億6,652万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,264億8,722万7,000

円としたものでございます。

以上、8件につき提案理由を説明いたしました。

よろしくご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、ただいまご説明した議案第11号から報告第6号まで、並びに議案第12号までの詳細につきましては、事務局長からご説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（袴塚孝雄君） 次に、事務局長、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

事務局長（船橋牧男君） それでは、広域連合長の命によりまして、議案第11号及び報告第1号から第6号まで、並びに議案第12号の内容につきまして、順次ご説明してまいります。

恐れ入りますけれども、議案書の1ページをお開き願います。

議案第11号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正理由といたしましては、国の経済危機対策関係経費に盛り込まれました所得の少ない被保険者に対します保険料被保険者均等割額の減額措置に関します平成21年度補正予算が5月29日に成立いたしましたことから、所得の少ないものに係る保険料の賦課額の特例を設けるものでございます。

具体的には、保険料均等割7割軽減に相当する被保険者について、昨年度に引き続き一律8.5割軽減にするというものでございます。年金収入で見ますと、80万円以上168万円未満の方が該当することになります。

詳しくは、3ページの新旧対照表をお開き願いたいと思います。

附則第4条のところの上から4行目、「附則第9条若しくは附則第10条」を「附則第9条、附則第10条若しくは附則第11条」に改めますとともに、4ページの方になりますけれども、附則第10条の後に平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例となります附則第11条を新たに加え、保険料減額の7割軽減を8.5割軽減できるように定めるものでございます。

続きまして、報告第1号、平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2,899 万 6,000 円といたしました。財政調整基金の積立金より発生した預金利子を財政調整基金に積み増しするための補正でございます。

詳細は、事項別明細書でさせていただきますので、恐れ入りますけれども、12、13 ページをお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、2 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、利子及び配当金 3,000 円を増額いたしました。

14、15 ページの方をお開き願います。歳出につきましては、基金に積み立てるため、5 款、諸支出金、1 項、基金費、1 目、財政調整基金費を 3,000 円増額いたしました。

次に、報告第 2 号、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）についてでございます。ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、19 ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,001 億 9,039 万 8,000 円といたしました。特別高額医療費共同事業拠出金が不足することが見込まれましたことから補正をしたものでございます。

24、25 ページをお開き願います。歳入につきましては、5 款、特別高額医療費共同事業交付金、1 項、特別高額医療費共同事業交付金、1 目、特別高額医療費共同事業交付金を 53 万 8,000 円増額いたしました。

26、27 ページをお開き願います。歳出につきましては、4 款、特別高額医療費共同事業拠出金、1 項、特別高額医療費共同事業拠出金、1 目、特別高額医療費共同事業拠出金を 53 万 8,000 円増額いたしました。

続きまして報告第 3 号、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、31 ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 8,107 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,013 億 7,146 万 9,000 円といたしました。後期高齢者医療保険料の軽減措置の補てん分として交付される後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の確定、並びに後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立金より発生する預金利子の金額が確定したことにより補正したものでございます。

36、37 ページをお開き願います。歳入につきましては、2 款、国庫支出金、2 項、

国庫補助金、2目、後期高齢者医療制度事業費補助金を11億8,091万4,000円増額し、あわせて6款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金を15万7,000円増額しております。

次に歳出についてご説明いたします。38、39ページをお開き願いたいと思います。歳出予算につきましては、6款、基金積立金、1項、基金積立金、2目、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を11億8,107万1,000円増額いたしました。

次に、報告第4号、平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、43ページをお開き願います。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正になります。補正理由といたしましては、平成20年度末の医療給付費を確定させるため、給付費予算を精査しましたところ、不用額が生じたことから、その不用額を減額しますとともに、その同額を平成21年度の医療給付費に充当するため、歳出予算を組みかえたものでございます。

48、49ページをお開き願います。歳出につきましては、2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、療養給付費を18億8,700万円減額し、同款、2項、高額療養諸費、1目、高額療養費を1億5,176万円減額しますとともに、同款、3項、その他医療給付費、1目、葬祭費を4,300万円減額いたしました。それとあわせて、6款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、後期高齢者医療給付費準備基金積立金を20億8,176万円増額しております。

次に、報告第5号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、53ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,852万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,468万2,000円といたしました。後期高齢者医療特別会計の事務費が不足するため、所要額を一般会計から繰り出す必要が生じたことから補正するものでございます。

58、59ページをお開き願います。歳入につきましては、財政調整基金から繰り入れるため、3款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金を1,852万4,000円増額いたしました。

60、61ページをお開き願います。歳出につきましては、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すため、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、高齢者福祉費を1,852万4,000円増額いたしました。

次に、報告第 6 号、平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、65 ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,852 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,225 億 2,070 万 3,000 円といたしました。市町村窓口処理端末の処理能力を向上させることが必要となる新規事業がふえることに伴い、サーバーを増設するための機器賃借料を増額しようとするものでございます。

70、71 ページをお開き願います。歳入につきましては、7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、一般会計繰入金を 1,852 万 4,000 円増額いたしました。

続きまして、議案第 12 号、平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、75 ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39 億 6,652 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,264 億 8,722 万 7,000 円といたしました。国等への療養給付費を返還する必要があることから、所要額を補正しようとするものでございます。

80、81 ページをお開き願います。歳入につきましては、療養給付費の市町村負担金に過年度分の請求額が発生しましたことから、1 款、市町村負担金、1 項、市町村負担金、2 目、療養給付費負担金を 5,185 万 5,000 円増額をしております。

72、73 ページをお開き願います。申しわけございませんでした。歳出につきましては、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費を……大変失礼をいたしました。

また、返還金の財源といたしまして、歳入の方でございますが、8 款、繰越金、1 項、繰越金、2 目、療養給付費等繰越金を 39 億 1,466 万 9,000 円増額いたしました。

82、83 ページをお開き願います。歳出につきましては、国、県、市町村、支払基金それぞれへの精算に伴う返還金といたしまして、8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、4 目、償還金を 39 億 6,652 万 4,000 円増額しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長、追加で」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） 船橋事務局長。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

事務局長（船橋牧男君） ただいまの説明で、歳出の部分につきましてのご説明が不十分でありましたので、追加で説明をさせていただきます。

72、73 ページをお開き願いたいと思います。

これは、21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）の歳出の部分でございます。失礼いたしました。

72、73 ページの方でございますが、歳出につきましては、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費を 1,852 万 4,000 円増額しております。

大変、説明の方が、ちょっと資料が逆になってしまい申しわけございませんでした。お詫びを申し上げます。以上でございます。

議長（袴塚孝雄君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより、通告による議案等の質疑を行います。

あらかじめ発言の方に申し上げますが、発言者の発言時間は 15 分以内といたします。

それでは、議案質疑を許します。

13 番、鈴木貞夫君。

〔13 番 鈴木貞夫君登壇〕

13 番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

議案質疑を行いたいと思います。

まず第 1 に、議案第 11 号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について行います。

この条例については、均等割 7 割軽減を 8 割 5 分に軽減することには賛成であります。しかし、年金が月 1 万 5,000 円以下の普通徴収者については、本来ならば保険料は無料にすべきであるというふうに私たちは考えます。今もってこれらの人達には何ら軽減する措置がありません。

また、広域連合議会では低所得者全員に対して、先の議会におきまして更に保険料を軽減すべき決議をしており、厚生労働省にその旨の意見書も提出しております。

広域連合としては、このような意見書に対してどのような努力をしてきたのか、その点を伺います。

また、後期高齢者医療制度は、約 1 年が経過いたしました。この間における保険料

の滞納者数はどのようになっているのでしょうか。後期高齢者の保険証の発行基準というものはあるのでしょうか。その辺についてあわせてお聞きしたいと思います。

続いて、報告第4号、専決処分の報告及び承認の問題です。

平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第7号）医療費の支払給付費について20億8,176万円が減額になっております。医療給付費準備基金への積み立てとなっておりますが、これは保険料の減額や健康診断の充実に充てるということが必要ではなかったのでしょうか。その辺の考えをお聞きいたします。あわせて、その基金に積み立てるときのその内容についてもお伺いしておきます。

報告第5号、第6号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、特別会計補正予算（第1号）についてです。

この専決処分は、広域連合のコンピューターのサーバーの増設費用1,852万4,000円を充てるということになっております。1年足らずして当初の見込みよりふえた根拠は何なのか。これは当初のサーバーの設計ミスであったのか。この問題は、ただ単に茨城県だけでなく、全国的に今各地で問題になっております。どこに原因があったのか。一部広域連合からはこのようにサーバー、いわゆる当初設計から順次さまざまな変更があるたびにコンピューターの設計をし直し、サーバーの増設等において随分無駄が出ているというふうに批判もされております。このように無駄が多いこのような医療制度は廃止すべきだという声さえ聞かれます。

議案第12号、平成21年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の問題です。

歳入歳出補正予算中に繰越金が39億1,466万円計上されております。これは、後期高齢者医療制度実施による受診抑制になった結果ではないでしょうか。これを、国、県、市町村、さらには交付団体に対する返還にすることになっております。民医連の昨年9月の調査の結果では、高齢者の通院日数が以前と比べて8.47%減少しているということがわかっております。このことは、受診抑制を示しているのではないのでしょうか。75歳以上の医療費の無料化を実施して、安心して高齢者が病院にかかれるようにすべきではないか、そのように考えます。この点についてどのように考えているのか、以上、お聞きいたします。

議長（袴塚孝雄君） ただいまの議案質疑に対しまして、執行部より答弁を求めます。

事務局長、船橋牧男君。

事務局長（船橋牧男君） それでは、ただいま鈴木貞夫議員からご質問のありましたことにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、保険料の無料化についてのご質問でございます。

保険料の負担軽減につきましては、昨年度は国の特別対策といたしまして低所得者に対する均等割あるいは所得割の軽減が実施されまして、平成 21 年度につきましても恒久措置として実施されることになっております。また、国は制度の見直しの検討を前倒して行っているところございまして、先ほど当連合長の方からもあいさつの中で述べておりますけれども、去る 4 月に与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおきまして、高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方の概要が取りまとめられ、その中で高齢者の保険料負担が将来的に安心できる水準に維持できるようにするための公費の追加投入などについて検討を進めるということとしておりまして、今後ともこうした動きを注視してまいりたいというふうに存じております。

そのような状況を踏まえまして、現在のところ、独自の軽減は考えていないところでございます。

なお、平成 19 年 11 月の当広域連合臨時会における議員提出議案の中で、保険料に対します財政支援を国に求めておりますが、それはその後の国の見直しによりまして低所得者に対する保険料負担軽減などを実施してきたことによりまして、おおむね達成されているのではないかとこのように考えておる次第でございます。

続きまして、医療給付費の準備基金への積み立て、これについては保険料の減額であるとか健康診査に充てるべきではないかというようなご質問でございますが、医療給付費につきましては、平成 20 年度は歳入としての保険料につきましては 1 年分を納めていただいているわけでございますが、歳出の方について見ますと、医療費については 11 か月分として予算を計上したところでございます。そのため、歳入と歳出のベースにずれが生じている結果となりまして、結果的に減額となったというものでございます。しかし、この剰余金につきましては、翌年度の医療給付費に充てる必要がありますことから、医療給付費準備基金に積み立てるものでございます。

基金の性質といたしましては、特定期間でございます平成 20 年度、21 年度の医療給付費の平準化を図るためのものでありますので、現在、その 2 か年の医療給付費の見通しにつきましては、現在では不透明なところがありますので、平成 20 年度は保険料収入の剰余が生じますけれども、この分は基金の目的どおり、平成 21 年度の医療給付費に充当することになっているところでございます。このため、保険料軽減とか、

それから健康診査には充てられないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、今回の専決処分の中で、サーバーの増設費用についてのご質問でございますが、本件につきましては、広域連合の業務処理に關しまして国が開発しました標準システムの運用に係る機器の処理能力を強化するため、システム機器の追加整備を行うためのものでございます。今回の機器整備につきましては、今年度から新たに加わる業務として、高額介護合算療養費、あるいは75歳到達月の高額療養費の遡及処理、こういうものに新たな事務に対応すること、それから現行システムの運用におきまして1回の処理時間が20時間を越える業務が恒常的に行われるといった問題がございましたことから、機器の増強が求められていたところでございます。このため、今回、国が昨年12月に示したシステム機器の追加整備の方針に基づいて今回の機器整備につきましても増強するというふうに至った次第でございます。

それから、議案第12号に關連いたしまして、繰越金が計上されておりますが、後期高齢者医療制度の実施による受診抑制ではないかというようなお尋ねでございますが、今回の補正につきましては、医療給付費負担金の平成21年度での精算に伴い返還金が生じたことから、平成20年度の繰越金等を財源といたしまして補正するものでございます。したがって、受診抑制の結果ではないというふうに考えております。

先ほどご紹介がありました全日本民主医療機関連合会が行いました調査につきましては、平成21年4月から6月までの短期間の診療件数を前年同月と比べたものでございまして、診療報酬の改定もされ制度がスタートして間もない時期の調査でございますので、その結果は即受診抑制をあらわしているとは判断できないというふうに考えております。

ちなみに、本県の状況につきまして当連合におきまして独自に調査しました結果では、年間月数が月おくれ請求もあり、約1カ月以上異なるため単純に比較はできませんが、受診件数並びに回数では、従前からの流れに対して大きな違いは生じておりませんことから、受診抑制が深刻になったとは考えていないところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） よろしいですか。

13番、鈴木貞夫君。

なお、発言時間の残りは9分50秒であります。全部使わなくても結構ですから。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

13番（鈴木貞夫君） 再度質問したいと思います。

主に給付費の問題について、一番初めの11号の問題については、国等で一応やっているから目的は達成されているかのごとく発言されましたけれども、やはり県の広域連合として独自の軽減措置というのを考える必要があるのではないかということのを改めて私は強調したいと思います。

そして、2番目の問題ですが、2番目の報告第4号、この20億円の問題、この医療給付費が18億8,700万円、高額医療費が1億5,176万円、葬祭費が4,300万円ということで、全部で二十何億円が計上されているわけですがけれども、この医療給付費が18億8,700万円あってそれを積み立てるとということについては疑問を感じざるを得ません。

最後の12号の問題とも関連しますけれども、事務局長の報告の中に民医連の調査についてのあまり信憑性がないようなことを申ししておりましたけれども、私も改めて緊急患者動向調査という資料を取り寄せて全部改めて見てみました。

07年4月から6月にかけてと08年4月から6月にかけて3か月をとって比較したものですけれども、それらのどのような状況を見てもすべての面で、これ特徴は一般の人たちと後期高齢者を分けて調査しているのですね。一般の患者と後期高齢者。そうすると、一般患者と後期高齢者がいかにこの間において病院に行った日数、入院した日数等が減っているかということが顕著にあらわれております。後期高齢者の外来の減少は顕著になっている。それは病院であろうが診療所であろうが、全然変わっていない、両方ともが減っている。例えば、一般の患者は病院入院で4.12%減っておりますけれども、後期高齢者においては4.72%下落しているというふうに報告されております。これらの表を見たときに、前年度と比べて明らかにその月において後期高齢者の給付費が減ってきたことは明かではないかというふうに指摘せざるを得ません。

また、このサーバーの問題、報告第5号、6号、先ほども言いましたけれども、厚労省に提出した意見書の中にも電算処理システムにおける仕様書等の早期提示をという項目があるのですね。この後期高齢者医療制度が始まる当初から、いろいろ設計上のミスがあるのではないかということは多くの方から指摘されてきました。そのような結果が今回のように1,800万円余の増額となったのではないのでしょうか。

また、高額介護合算システムの構築のためのサーバーの増設ということが先ほど言

われましたけれども、このサーバーというのは県連合にあるのか、それとも各市町村に設置されるのか不明でありますし、その辺のことについてもう一度お聞きしたいと思えます。

いずれにしても、制度設計が不備のためにこれらの電算システムのたび重なる変更、サーバーの増強等がいろいろな混乱を招いていることは確かであります。それらの場合、国がそのように制度設計にミスがある、また遅れているのならば、その費用について県の広域連合が持つのではなくて、やはり国にそのような責任を持たせるべきではないでしょうか。そのようなことを私はやはり要求すべきだというふうに思います。

議案第 12 号、39 億円という額、その内容がなぜ繰越金となったのか、また、それらが県や市等になぜ返還されなければならないのか、それらについて疑問に思います。先ほども申しましたが、わずかな調査においても、いわゆる受診抑制がはっきりしてきた中で、これらの問題というのを当初から始まる時に高齢者医療が本当に十分されるかどうか、費用が予算上計上されているはずなのに、なぜそのような繰越金が生じたのか、疑問に思わざるを得ません。

私は、このような高額の繰越金を出し、国や県、市町村または交付団体等に返還するのではなくて、高齢者の健康診断の問題、診療抑制につながるような措置等を排除して、十分高齢者が医療に対して受けられるようなシステムというのを、広域連合、市町村等と協力しながらつくるべきではないでしょうか。そのことを強調せざるを得ません。

以上の点について、どのようなお考えか改めてお伺いしたいと思えます。

議長（袴塚孝雄君） 質問事項を絞ってお話しただければ。

13番（鈴木貞夫君） はい。

一つは、健康診断の問題で、私はやはり高齢者の健康診断というのを重要視していかなければならないというふうに思います。今回の提案された資料の中に 21 年度は 20 年度に比べて 5,000 万円のいわゆる事業費が減額されております。その一方で、高齢者の健康診断の項目の中に眼底や血液検査等、必要な項目が載っていない、それらをするためには自己負担がかかるというふうになっております。高齢者こそ、多くの面で血液から尿、腎等の検査、眼底検査等を行って健康を維持するようにすべきではないでしょうか。その辺のことを、今のは、診療費の抑制ではなくてやるべきだということを申し添えて、質疑終わります。

〔「同じ質問が何回も出ないように、局長、わかるように説明してあげなさいよ。何回も質問になってしまうから」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） ただいまの再質問に対しまして、執行部より答弁を求めます。
なお、補正に関する部分、いわゆる今回の議案に対する部分の答弁に限ってお願い
します。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

事務局長（船橋牧男君） それでは、ただいま議長の方から議案に関する部分の答弁
ということでございますので、サーバーの設置の必要性についてのご答弁を……。

〔「先ほど述べたとおりだろうよ」と呼ぶ者あり〕

事務局長（船橋牧男君） はい、先ほど述べたとおりでございます。

サーバーの設置場所とのご質問がありましたが、それについては、当連合の中に置
かれておりますサーバーでございます。それだけ追加させていただきまして、それ以
外の回答につきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、よろしくお願
い申し上げます。

議長（袴塚孝雄君） 以上で、13番、鈴木貞夫君の議案等に対する質疑を終了させ
ていただきます。

これで、議案等の質疑を終わりにしたいと思います。

日程第 15 上程議案に対する討論及び表決について

議長（袴塚孝雄君） 日程第 15、上程議案に対する討論及び表決についてを議題とい
たします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

13番、鈴木貞夫君。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

13番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

今議会に提案されました議案第12号、報告第4号、5号、6号についての反対討論を行います。

議案第12号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、繰越金39億1,466万9,000円が計上され、支出には償還金として同額が計上されています。

報告第4号、特別会計補正予算（第7号）は、平成20年度に医療給付費20億8,176万円を基金に積み立てたのは受診抑制そのものではないでしょうか。保険料の減額や健康診断の充実に充てるべきです。後期高齢者医療制度が発足して1年で合計59億9,964万円の多額の繰越金や基金の積み増しが発生したのです。この制度の目的は、高齢者の医療費を将来5兆円削減するためにつくられました。昨年全日本民主医療機関連合会の調査においても、以前に比べ後期高齢者の通院日数が8.4%減少していることが明らかになっています。これは、福祉の切り捨ての小泉改革の一環として行われ、社会保障費2,200億円の減額のためです。

さらに、後期高齢者医療制度によって高齢者に高負担の保険料が課せられます。特に扶養家族の高齢者には、これまで無料であったのが新たに保険料負担となりました。受診抑制や利用料の増大は病気を重くし、医療費を増大させることにもなります。特に20億8,176万円は基金に積み立てることなく、第1に普通徴収の保険料は無料にする、第2に健康診断については心電図、血液検査、眼底検査についても健康診断の項目に入れること、これは土浦市などで県内10の市町村で独自に実施しています。広域連合も健康診断項目に入れることです。第3に、人間ドッグについては、市町村が補助した分について広域連合が負担することです。

次に、報告第5号、6号は、市町村窓口処理末端の処理能力の向上を目的としてサーバーを増設するための機器賃借料を1,852万4,000円増額しているといいます。当後期高齢者医療制度は発足する以前から制度自体に問題があり過ぎると指摘されており、発足と同時に保険料の変更があり、混乱を来しており、わかりにくくて困るという医療機関の方から声が聞かれました。システムの変更は、莫大な費用がかかり、全国的にも共通の問題だといえます。廃止、見直しの声で変更せざるを得ないこの制度に問題があるといえます。国の展望のない当制度によって地方自治体が予想しない負担をしなければならない、このサーバー増設はその一例です。国の負担ではないでしょうか。

以上、3点につき反対の意見を述べました。

本臨時議会に配付されました 21 年度予算概要を見ると、保健事業が 5,717 万円減額されています。高齢者の健康診査の充実こそが求められております。後期高齢者医療制度は、75 歳という年齢で切って別な保険制度に高齢者を強制加入させるものです。さらに、65 歳から 74 歳までの障害等のある人など身体に何らかの病を抱える人たちを集めた保険制度は他国にはありません。

後期高齢者医療制度は発足して 1 年以上が過ぎました。やむを得ず滞納せざるを得なかった人がどのくらいいるのでしょうか。その人たちの保険証の取り上げはあるのでしょうか。資格証明書の発行は、高齢者が病院にかかる権利を奪うものであり、発行は行うべきではありません。また、保険証の件ですが、紙でできておってすぐに汚れてしまう、せめて防水性にしてほしいというふうな要望さえ聞かれております。

県医師会の原中会長は、6 月 17 日、浦和駅前の宣伝で、この制度を、歳をとったら死ぬといわんばかりの後期高齢者医療制度を廃止し、若いときから亡くなるときまで同じ保険で安心できるようにすることが必要と訴えておりました。後期高齢者医療制度は廃止しかないと申し上げ、反対討論といたします。

議長（袴塚孝雄君） 以上で討論は終わりました。

これより採決をいたします。

採決の方法については、議案第 11 号ほか 7 件を一括して採決いたしたいと思いません。

採決につきましては起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第 11 号、報告第 1 号から報告第 6 号まで、議案第 12 号、以上 8 件につきまして、原案のとおり可決、承認することに賛成する議員の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（袴塚孝雄君） 起立多数。よって、議案第 11 号、報告第 1 号から報告第 6 号まで、議案第 12 号、以上 8 件につきましては、いずれも原案のとおり可決、承認することに決しました。

日程第 16 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて

議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第 16 として、議案第 13 号、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについてを議題といたします。

この際、提案理由の説明をお願いいたします。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

広域連合長（中田 裕君） それでは、議案第 13 号、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについてご説明をさせていただきます。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条第 2 項の規定に基づきまして、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員から、監査委員として鈴木義雄氏を選任したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

鈴木氏は、平成 3 年に結城市議会議員に当選され、すぐれた見識により議会活動に励まれ、議長の要職を歴任されました。平成 19 年 4 月からは茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選され、後期高齢者医療制度に対する見識も高く、人格が高潔であり、監査委員の適任者であります。

以上、ご提案を申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただきますとともに、本案にご賛同いただきますよう心からお願いを申し上げて説明といたします。よろしく願い申し上げます。

議長（袴塚孝雄君） これで説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 13 号については、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、よって議案第 13 号についてはこれに同意することと決しました。

監査委員就任のあいさつ

議長（袴塚孝雄君） ここで、監査委員に選任されました鈴木義雄議員が議場におられますので、ご紹介を申し上げ、ごあいさつをいただきたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

〔 6 番 鈴木義雄君登壇 〕

6 番（鈴木義雄君） 結城市議会議員の鈴木でございます。

ただいま中田広域連合長の提案に対し、議員の皆様の賛同をいただき、監査委員のご指名をいただきました。

監査委員の就任に当たりまして、その責任の重さを痛感しております。識見監査委員であります黒川監査委員とともに、適正な監査の執行に努めてまいりたいと考えております。

議員各位のご協力をお願いいたしまして、監査委員就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

日程第 17 閉会中の所管事務調査について

議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第 17 といたしまして、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

議長（袴塚孝雄君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、平成 21 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 5 3 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

臨時議長

議長

2 番

4 番

参 考 資 料

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第 11 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 6 .26	原案可決
		21. 6 .26	
報告第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 6 号))	21. 6 .26	承認
		21. 6 .26	
報告第 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 5 号))	21. 6 .26	承認
		21. 6 .26	
報告第 3 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 6 号))	21. 6 .26	承認
		21. 6 .26	
報告第 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 7 号))	21. 6 .26	承認
		21. 6 .26	
報告第 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号))	21. 6 .26	承認
		21. 6 .26	
報告第 6 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))	21. 6 .26	承認
		21. 6 .26	
議案第 12 号	平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	21. 6 .26	原案可決
		21. 6 .26	
議案第 13 号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて	21. 6 .26	原案同意
		21. 6 .26	

議案等質疑及び討論通告一覧表

【質 疑】

質問者	鈴 木 貞 夫 議 員	
質 問 事 項	質 問 要 旨	
<p>【議案第 11 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】</p>	<p>1 均等割 7 割軽減を 8 割 5 分に軽減については賛成であるが、年金が月 15,000 円以下の普通徴収者については、本来ならば保険料は無料にすべきである。</p> <p>2 広域連合議会でも、15,000 円以下は更に保険料は軽減すべきと決議している。広域連合としては、どのような努力をしたか。</p>	
<p>【報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 7 号))】</p>	<p>医療費の支払(給付費)について、20 億 8,176 万円が減額になった。医療給付費準備基金へ積立てるが、これは保険料の減額や健康診断の充実に当てるべきである。</p>	
<p>【報告第 5 号及び第 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号))及び(平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))】</p>	<p>専決処分については、広域連合サーバーの増設費用 1,852 万 4,000 円であるが当初の見込より増えた根拠は何か。当初のサーバーの設計ミスか。</p>	
<p>【議案第 12 号 平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)】</p>	<p>1 歳入歳出補正予算中に繰越金が、39 億 1466 万円計上されているが、これは後期高齢者医療制度実施による受診抑制となった結果ではないか。これを国、県、市</p>	

	<p>に返還することになる。民医連の昨年9月の調査では、高齢者の通院日数が以前と比べ 8.47%減少していることが受診抑制を示している。</p> <p>2 75歳以上の医療費の無料化を実施して、安心して高齢者が病院にかかれるようにすべきではないか（東京都日の出町では無料化を実施した。）。</p>
--	--

【討 論】

発言者	鈴木 貞夫 議員		
	発 言 事 項	発 言 要 旨	
	【議案第12号、報告第4号、報告第5号及び報告第6号】	<p>後期高齢者医療制度によって医療抑制になり医療費の削減になった。反対である。</p> <p>サーバーの増設について設計ミスを指摘せざるを得ない。</p>	

上 程 議 案 等

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 11 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

(提案理由)

経済危機対策関係経費に盛り込まれた所得の少ない被保険者に対する保険料被保険者均等割額の減額措置に関する平成 21 年度補正予算政府案が平成 21 年 4 月 27 日に閣議決定され、国会審議後の同年 5 月 29 日に成立したことから、この条例案を提出する。

なお、当該経費に係る所要の予算措置については、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として交付される予定である。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

附則第4条中「若しくは附則第10条」を「、附則第10条若しくは附則第11条」に改める。

附則第8条中「第2項」を「第3項」に改める。

附則第10条の次に次の1条を加える。

(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第11条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

報告第 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 6 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 6 号)を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 24 号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 6 号)を次のように処分する。

平成 21 年 3 月 31 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎 印

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 6 号)

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 928,996 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 3 月 31 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		108	3	111
	1 財産運用収入	108	3	111
歳 入 合 計		928,993	3	928,996

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸支出金		108	3	111
	1 基金費	108	3	111
歳 出 合 計		928,993	3	928,996

報告第 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 22 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）を次のように処分する。

平成 21 年 3 月 18 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎 印

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 538 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 200,190,398 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 3 月 18 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 特別高額医療費		17,677	538	18,215
共同事業交付金	1 特別高額医療費 共同事業交付金	17,677	538	18,215
歳 入 合 計		200,189,860	538	200,190,398

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 特別高額医療費		9,064	538	9,602
共同事業拠出金	1 特別高額医療費 共同事業拠出金	9,064	538	9,602
歳 出 合 計		200,189,860	538	200,190,398

報告第 3 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 23 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）を次のように処分する。

平成 21 年 3 月 26 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎 印

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 6 号)

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,181,071 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 201,371,469 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 3 月 26 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		65,586,200	1,180,914	66,767,114
	2 国庫補助金	18,563,043	1,180,914	19,743,957
6 財産収入		1,794	157	1,951
	1 財産運用収入	1,794	157	1,951
歳 入 合 計		200,190,398	1,181,071	201,371,469

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		1,623,224	1,181,071	2,804,295
	1 基金積立金	1,623,224	1,181,071	2,804,295
歳 出 合 計		200,190,398	1,181,071	201,371,469

報告第 4 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 7 号）を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 25 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 7 号）を次のように処分する。

平成 21 年 3 月 31 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎 印

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 7 号)

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 3 月 31 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		197,336,332	2,081,760	195,254,572
	1 療 養 諸 費	189,946,473	1,887,000	188,059,473
	2 高 額 療 養 諸 費	6,572,109	151,760	6,420,349
	3 その他医療給付費	817,750	43,000	774,750
6 基金積立金		2,804,295	2,081,760	4,886,055
	1 基金積立金	2,804,295	2,081,760	4,886,055
歳 出 合 計		201,371,469	0	201,371,469

報告第 5 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 30 号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)を次のように処分する。

平成 21 年 4 月 1 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎 印

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 18,524 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 954,682 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 4 月 1 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		1	18,524	18,525
	1 基 金 繰 入 金	1	18,524	18,525
歳 入 合 計		936,158	18,524	954,682

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		608,404	18,524	626,928
	1 社 会 福 祉 費	608,404	18,524	626,928
歳 出 合 計		936,158	18,524	954,682

報告第 6 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 31 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を次のように処分する。

平成 21 年 4 月 1 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎 印

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 18,524 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 222,520,703 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 4 月 1 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石 塚 仁太郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 入 金		2,200,365	18,524	2,218,889
	1 一般会計繰入金	608,404	18,524	626,928
歳 入 合 計		222,502,179	18,524	222,520,703

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		608,695	18,524	627,219
	1 総務管理費	605,858	18,524	624,382
歳 出 合 計		222,502,179	18,524	222,520,703

議案第 12 号

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,966,524 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 226,487,227 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 6 月 26 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町村負担金		37,794,592	51,855	37,846,447
	1 市町村負担金	37,794,592	51,855	34,846,447
8 繰越金		16,900	3,914,669	3,931,569
	1 繰越金	16,900	3,914,669	3,931,569
歳 入 合 計		222,520,703	3,966,524	226,487,227

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		17,650	3,966,524	3,984,174
	1 償還金及び還付加算金	17,650	3,966,524	3,984,174
歳 出 合 計		222,520,703	3,966,524	226,487,227

議案第 13 号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のうちから、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

平成 21 年 6 月 26 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

記

氏 名 鈴 木 義 雄
生年月日 昭和 9 年 12 月 1 日
住 所 結城市大字結城 2998 番地

（提案理由）

平成 21 年 3 月 19 日に議会選出の監査委員の任期が満了した。よって、適任である鈴木義雄氏を選任したいため、議会の同意を求める。

参考

鈴 木 義 雄 氏略歴

住 所 結城市大字結城 2998 番地
生年月日 昭和 9 年 12 月 1 日

略 歴

平成 3 年 4 月 30 日 結城市議会議員に当選
平成 19 年 5 月 16 日 結城市議会議長に当選
平成 19 年 7 月 6 日 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選
現在に至る